

(新)

第四十三号様式の三（その一）（第五十一条の三第一項）

(表)

年 月 日執行	候補者 氏	No. 名
選挙 選挙運動用ビラ証紙交付票		
千葉県選挙管理委員会 印		

(裏)

交 付 月 日	交 付 枚 数	取 扱 者 印
	枚	
	枚	
	枚	
	計	枚

備考 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

(旧)

第四十三号様式の三（その一）（第五十一条の三第一項）

(表)

年 月 日執行	候補者 氏	No. 名 ㊟
選挙 選挙運動用ビラ証紙交付票		
千葉県選挙管理委員会 印		

(裏)

交 付 月 日	交 付 枚 数	取 扱 者 印
	枚	
	枚	
	枚	
	計	枚

(新)

第四十三号様式の七 (第五十一条の七第一項)

選挙の種別の変更に伴う証票返還書

年 月 日

千葉県選挙管理委員会委員長 様

候補者等の氏名
(後援団体の名称及び代表者)

住 所
(主たる事務所の所在地)

公職選挙法令施行規程第51条の7第1項の規定により、公職選挙法第143条第16項第1号の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に貼付する証票を返還します。

記

1 証票の返還に係る選挙の種別

2 証票返還枚数 枚

備考 候補者等又は後援団体の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。
ただし、候補者等又は後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

(旧)

第四十三号様式の七 (第五十一条の七第一項)

選挙の種別の変更に伴う証票返還書

年 月 日

千葉県選挙管理委員会委員長 様

候補者等の氏名
(後援団体の名称及び代表者)

住 所
(主たる事務所の所在地)

公職選挙法令施行規程第51条の7第1項の規定により、公職選挙法第143条第16項第1号の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類にちよう付する証票を返還します。

記

1 証票の返還に係る選挙の種別

2 証票返還枚数 枚

(新)

第四十三号様式の八 (第五十一条の七第二項)

立札及び看板の類の掲示場所変更届出書

年 月 日

千葉県選挙管理委員会委員長 様

候補者等の氏名
(後援団体の名称及び代表者)

住 所
(主たる事務所の所在地)

公職選挙法令施行規程第51条の7第2項の規定により、立札及び看板の類の掲示場所を下記のとおり変更したいので届けます。

旧 掲 示 場 所	新たに 掲 示 する 場 所	変 更 数
~~~~~	~~~~~	
~~~~~	~~~~~	

備考 候補者等又は後援団体の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等又は後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

(旧)

第四十三号様式の八 (第五十一条の七第二項)

立札及び看板の類の掲示場所変更届出書

年 月 日

千葉県選挙管理委員会委員長 様

候補者等の氏名
(後援団体の名称及び代表者)



住 所
(主たる事務所の所在地)

公職選挙法令施行規程第51条の7第2項の規定により、立札及び看板の類の掲示場所を下記のとおり変更したいので届けます。

旧 掲 示 場 所	新たに 掲 示 する 場 所	変 更 数
~~~~~	~~~~~	
~~~~~	~~~~~	

(新)

第六十号様式（その一）（第八十三条）

個人演説会開催申出書

- 1 選挙の種類 年 月 日執行 選挙（選挙区）
- 2 開催の日時 年 月 日 午時から午後時まで
- 3 使用する施設の名称及び面積 平方メートル
- 4 本施設を使用した回数
- 5 自ら設備を加える程度

種 別	数 量	備 考

上記のとおり個人演説会を開催したいので、公職選挙法第163条の規定により申し上げます。

年 月 日

市（区・町・村）選挙管理委員会委員長 氏 名 宛て

候補者 住 所

氏 名

連絡先 電話 （ ）

備考 候補者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

(旧)

第六十号様式（その一）（第八十三条）

個人演説会開催申出書

- 1 選挙の種類 年 月 日執行 選挙（選挙区）
- 2 開催の日時 年 月 日 午時から午後時まで
- 3 使用する施設の名称及び面積 平方メートル
- 4 本施設を使用した回数
- 5 自ら設備を加える程度

種 別	数 量	備 考

上記のとおり個人演説会を開催したいので、公職選挙法第163条の規定により申し上げます。

年 月 日

市（区・町・村）選挙管理委員会委員長 氏 名 あて

候補者 住 所

氏 名

連絡先 電話 （ ）

印

(新)

第六十号様式（その二）（第八十三条）

政 党 演 説 会 開 催 申 出 書

- 1 選挙の種類 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（千葉県第 区）
- 2 開催の日時 年 月 日 午 時から 午 時まで
- 3 使用する施設の名称及び面積 平方メートル
- 4 本施設を使用した回数
- 5 自ら設備を加える程度

種 別	数 量	備 考

上記のとおり政党演説会を開催したいので、公職選挙法第163条の規定により申し上げます。

年 月 日

市（区・町・村）選挙管理委員会委員長 氏 名 宛て

候補者届出政党の名称

本 部 の 所 在 地

代 表 者

連絡先 電話 （ ）

備考 候補者届出政党の代表者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

(旧)

第六十号様式（その二）（第八十三条）

政 党 演 説 会 開 催 申 出 書

- 1 選挙の種類 年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（千葉県第 区）
- 2 開催の日時 年 月 日 午 時から 午 時まで
- 3 使用する施設の名称及び面積 平方メートル
- 4 本施設を使用した回数
- 5 自ら設備を加える程度

種 別	数 量	備 考

上記のとおり政党演説会を開催したいので、公職選挙法第163条の規定により申し上げます。

年 月 日

市（区・町・村）選挙管理委員会委員長 氏 名 あて

候補者届出政党の名称

本 部 の 所 在 地

代 表 者

連絡先 電話 （ ）



(新)

第六十号様式 (その三) (第八十三条)

政党等演説会開催申出書

- 1 選挙の種類 年 月 日執行衆議院比例代表選出議員選挙 (南関東選挙区)
- 2 開催の日時 年 月 日 午 時から 午 時まで
- 3 使用する施設の名称及び面積 平方メートル
- 4 本施設を使用した回数
- 5 自ら設備を加える程度

種 別	数 量	備 考

上記のとおり政党等演説会を開催したいので、公職選挙法第163条の規定により申し出ます。

年 月 日

市 (区・町・村) 選挙管理委員会委員長 氏 名 宛て

衆議院名簿届出政党等の名称

本 部 の 所 在 地

代 表 者

連絡先 電話 ()

備考 衆議院名簿届出政党等の代表者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、衆議院名簿届出政党等の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

(旧)

第六十号様式 (その三) (第八十三条)

政党等演説会開催申出書

- 1 選挙の種類 年 月 日執行衆議院比例代表選出議員選挙 (南関東選挙区)
- 2 開催の日時 年 月 日 午 時から 午 時まで
- 3 使用する施設の名称及び面積 平方メートル
- 4 本施設を使用した回数
- 5 自ら設備を加える程度

種 別	数 量	備 考

上記のとおり政党等演説会を開催したいので、公職選挙法第163条の規定により申し出ます。

年 月 日

市 (区・町・村) 選挙管理委員会委員長 氏 名 あて

衆議院名簿届出政党等の名称

本 部 の 所 在 地

代 表 者

連絡先 電話 ()



(新)

第六十七号様式 (第九十三条の二第一項)

選挙公報掲載申請書

年 月 日執行の 選挙 (選挙区)における選挙公報に下記のとおり掲載願いたく公職選挙法第168条第1項 (千葉県議会議員選挙公報の発行に関する条例第3条第1項)の規定により、掲載文及び写真を添えて申請します。

記

掲載文	別紙のとおり
連絡先	電話 ()

年 月 日

選挙 (選挙区) 候補者 氏 名
千葉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

備考 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

(旧)

第六十七号様式 (第九十三条の二第一項)

選挙公報掲載申請書

年 月 日執行の 選挙 (選挙区)における選挙公報に下記のとおり掲載願いたく公職選挙法第168条第1項 (千葉県議会議員選挙公報の発行に関する条例第3条第1項)の規定により、掲載文及び写真を添えて申請します。

記

掲載文	別紙のとおり
連絡先	電話 ()

年 月 日

選挙 (選挙区) 候補者 氏 名[㊤]
千葉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

(新)

第六十七号様式の二 (第九十六条第一項)

選挙公報掲載文撤回申請書

年 月 日提出した選挙公報掲載文は撤回したいので申請します。

年 月 日

選挙 選挙区候補者 氏 名

千葉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

備考 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類
の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、
この限りでない。

(旧)

第六十七号様式の二 (第九十六条第一項)

選挙公報掲載文撤回申請書

年 月 日提出した選挙公報掲載文は撤回したいので申請します。

年 月 日

選挙 選挙区候補者 氏 名[㊟]

千葉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

(新)

第六十七号様式の三 (第九十六号様式の一)

選挙公報掲載文修正申請書

年 月 日提出した選挙公報掲載文を別紙のとおり修正したいので、修正した掲載文を添えて申請します。

年 月 日

選挙 選挙区候補者 氏 名
千葉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

備考 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

(旧)

第六十七号様式の三 (第九十六号様式の一)

選挙公報掲載文修正申請書

年 月 日提出した選挙公報掲載文を別紙のとおり修正したいので、修正した掲載文を添えて申請します。

年 月 日

選挙 選挙区候補者 氏 名[㊟]
千葉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

(新)

第六十九号様式之二 (その一) (第七七条の三第二項)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書
次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者氏名

千葉県選挙管理委員会委員長 様

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容	
		運送契約期間	契約金額

2 1に掲げる場合以外の場合

	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ					
運転手の雇用					
燃料代					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください (なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません)。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

(旧)

第六十九号様式之二 (その一) (第七七条の三第二項)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書
次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者氏名

千葉県選挙管理委員会委員長 様

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容	
		運送契約期間	契約金額

2 1に掲げる場合以外の場合

	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ					
運転手の雇用					
燃料代					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください (なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません)。

(新)

第六十九号様式の二 (その二) (第七十条の三第二項)

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者氏名	
-------	--

千葉県選挙管理委員会委員長 様
記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容	
		作成契約枚数	作成契約額

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

(旧)

第六十九号様式の二 (その二) (第七十条の三第二項)

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者氏名	
-------	--

千葉県選挙管理委員会委員長 様
記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容	
		作成契約枚数	作成契約額

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

(新)
第六十九号様式の二 (その三) (第七條の三第二項)

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者氏名

千葉県選挙管理委員会委員長 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容	
		作成契約枚数	作成契約額

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

(旧)
第六十九号様式の二 (その三) (第七條の三第二項)

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者氏名

千葉県選挙管理委員会委員長 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容	
		作成契約枚数	作成契約額

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

(新)

第六十九号様式の三 (その一) (第七十条の四第一項)

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例第4条第2号ロの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

千葉県選挙管理委員会委員長 様
年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者氏名

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - (1) 氏名又は名称 _____
 - (2) 住 所 _____
 - (3) 法人の代表者 _____
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 _____
- 4 確認申請金額 _____ 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

5 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

(旧)

第六十九号様式の三 (その一) (第七十条の四第一項)

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例第4条第2号ロの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

千葉県選挙管理委員会委員長 様
年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者氏名

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - (1) 氏名又は名称 _____
 - (2) 住 所 _____
 - (3) 法人の代表者 _____
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 _____
- 4 確認申請金額 _____ 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

(新)

第六十九号様式の三(その二)(第七条の四第一項)

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

千葉県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙(選挙区)

候補者氏名

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - (1) 氏名又は名称 _____
 - (2) 住 所 _____
 - (3) 法人の代表者 _____
- 3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	枚	枚
枚 数 計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類
の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある
場合は、この限りではありません。

(旧)

第六十九号様式の三その二(第七条の四第一項)

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

千葉県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙(選挙区)

候補者氏名

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - (1) 氏名又は名称 _____
 - (2) 住 所 _____
 - (3) 法人の代表者 _____
- 3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	枚	枚
枚 数 計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

(新)

第六十九号様式の三その三 (第七十条の四第一項)

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例第13条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

千葉県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者氏名

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - (1) 氏名又は名称 _____
 - (2) 住 所 _____
 - (3) 法人の代表者 _____
- 3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	枚	枚
枚 数 計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によつて作成された枚数をも含めて記載してください。

4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類
の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある
場合は、この限りではありません。

(旧)

第六十九号様式の三その三 (第七十条の四第一項)

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例第13条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

千葉県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者氏名

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - (1) 氏名又は名称 _____
 - (2) 住 所 _____
 - (3) 法人の代表者 _____
- 3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	枚	枚
枚 数 計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によつて作成された枚数をも含めて記載してください。

(新)

第六十九号様式の五（その一）（第七条の六第三項）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次とおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙（ 選挙区）

候補者氏名

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名又は名称 住 所 法人の代表者	
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額
	年 月 日	円
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

(旧)

第六十九号様式の五（その一）（第七条の六第三項）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次とおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙（ 選挙区）

候補者氏名

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名又は名称 住 所 法人の代表者	
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額
	年 月 日	円
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、県に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1)以外の場合	15,800円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、県に支払を請求することはできません。

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、県に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1)以外の場合	15,800円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、県に支払を請求することはできません。

(新)

第六十九号様式の五（その二）（第七条の六第三項）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）					
次のおり燃料を使用したものであることを証明します。					
年 月 日		年 月 日執行 選挙（ 選挙区）			
		候補者氏名 <input type="text"/>			
記					
燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		氏名又は名称 住 所 法人の代表者			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備	考
年 月 日		ℓ	円		
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					

(旧)

第六十九号様式の五（その二）（第七条の六第三項）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）					
次のおり燃料を使用したものであることを証明します。					
年 月 日		年 月 日執行 選挙（ 選挙区）			
		候補者氏名 <input type="text"/>			
記					
燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		氏名又は名称 住 所 法人の代表者			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備	考
年 月 日		ℓ	円		
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。4 燃料供給業者が県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、県に支払を請求することはできません。6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
--

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。4 燃料供給業者が県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、県に支払を請求することはできません。6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
--

(新)

第六十九号様式の五（その三）（第七条の六第三項）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）		
次のおり運転手を使用したものであることを証明します。		
年 月 日		
年 月 日執行 選挙（ 選挙区）		
候補者氏名 <input type="text"/>		
記		
運転手の氏名及び住所	氏名 住 所	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
年 月 日	円	
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

(旧)

第六十九号様式の五（その三）（第七条の六第三項）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）		
次のおり運転手を使用したものであることを証明します。		
年 月 日		
年 月 日執行 選挙（ 選挙区）		
候補者氏名 <input type="text"/>		
記		
運転手の氏名及び住所	氏名 住 所	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
年 月 日	円	
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、県に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、県に支払を請求することはできません。

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、県に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、県に支払を請求することはできません。

(新)

第六十九号様式の五の二 (第七条の六第三項)

ビ ラ 作 成 証 明 書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日
年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者氏名

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名又は名称 住 所 法人の代表者
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数
 - イ 千葉県知事の選挙 280,000枚
 - ロ 千葉県議会議員の選挙 16,000枚
 - (2) 限度額
 - イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合
7円51銭(単価)×当該作成枚数=限度額
 - ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
$$\frac{375,500円 + 5円02銭 \times (当該作成枚数 - 50,000)}{当該作成枚数} = \text{単価} \cdots \text{端数は切上げ}$$
1銭未満の端数は切上げ

単価×当該作成枚数=限度額

(旧)

第六十九号様式の五の二 (第七条の六第三項)

ビ ラ 作 成 証 明 書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日
年 月 日執行 選挙 (選挙区)

候補者氏名

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名又は名称 住 所 法人の代表者
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数
 - イ 千葉県知事の選挙 280,000枚
 - ロ 千葉県議会議員の選挙 16,000枚
 - (2) 限度額
 - イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合
7円51銭(単価)×当該作成枚数=限度額
 - ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
$$\frac{375,500円 + 5円02銭 \times (当該作成枚数 - 50,000)}{当該作成枚数} = \text{単価} \cdots \text{端数は切上げ}$$
1銭未満の端数は切上げ

単価×当該作成枚数=限度額

第六十九号様式の六（第七條の六第三項）

（新）

ポスター作成証明書			
次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。			
年 月 日			
年 月 日執行 選挙（選挙区）			
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;">候補者氏名</td> <td style="width: 200px;"></td> </tr> </table>		候補者氏名	
候補者氏名			
記			
ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	氏名又は名称 住 所 法人の代表者		
作 成 枚 数	枚		
作 成 金 額	円		
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数			

第六十九号様式の六（第七條の六第三項）

（旧）

ポスター作成証明書			
次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。			
年 月 日			
年 月 日執行 選挙（選挙区）			
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;">候補者氏名</td> <td style="width: 200px;"></td> </tr> </table>		候補者氏名	
候補者氏名			
記			
ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	氏名又は名称 住 所 法人の代表者		
作 成 枚 数	枚		
作 成 金 額	円		
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数			

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区（当該選挙の行われる区域）におけるポスター掲示場数の2倍に相当する枚数

(2) 限度額

- イ 当該選挙区（当該選挙の行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{310,500\text{円} + 525\text{円} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \text{1円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

- ロ 当該選挙区（当該選挙の行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{573,030\text{円} + 27\text{円} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \text{1円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区（当該選挙の行われる区域）におけるポスター掲示場数の2倍に相当する枚数

(2) 限度額

- イ 当該選挙区（当該選挙の行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{310,500\text{円} + 525\text{円} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \text{1円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

- ロ 当該選挙区（当該選挙の行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{573,030\text{円} + 27\text{円} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \text{1円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

(新)

第七十号様式の二 (第百十条の二)

政 談 演 説 会 開 催 届 出 書		
年 月 日 執行の 選挙の政談演説会を次のとおり開催いたしたいから届け出ます。		
年 月 日		
千葉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様		
政治団体名		
事 務 所		
代 表 者 氏 名		
開催日時	使用する施設の名称	使用する施設の所在地
<p><u>備考</u> 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。</p>		

(旧)

第七十号様式の二 (第百十条の二)

政 談 演 説 会 開 催 届 出 書		
年 月 日 執行の 選挙の政談演説会を次のとおり開催いたしたいから届け出ます。		
年 月 日		
千葉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様		
政治団体名		
事 務 所		
代 表 者 氏 名 [㊟]		
開催日時	使用する施設の名称	使用する施設の所在地

(新)

第七十三号様式 (第百十五条第一項)

(表)

政治活動用ポスター証紙交付 (検印) 票 No.

年 月 日執行 選挙

政党その他の政治団体の名称
責任者 氏 名

千葉県選挙管理委員会 印

(裏)

選挙区	第 回交付 (検印)			第 回交付 (検印)			第 回交付 (検印)		
	月日	枚数	取扱者印	月日	枚数	取扱者印	月日	枚数	取扱者印

備考

- 1 交付 (検印) した枚数が法定枚数に達しないときは、県委員会は、取扱者印を押して提出者に返すこと。
- 2 交付 (検印) を受けた枚数が法定数に達したときは、県委員会に返すこと。
- 3 政党その他の政治団体の責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の責任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

(旧)

第七十三号様式 (第百十五条第一項)

(表)

政治活動用ポスター証紙交付 (検印) 票 No.

年 月 日執行 選挙

政党その他の政治団体の名称
責任者 氏 名 ㊟

千葉県選挙管理委員会 印

(裏)

選挙区	第 回交付 (検印)			第 回交付 (検印)			第 回交付 (検印)		
	月日	枚数	取扱者印	月日	枚数	取扱者印	月日	枚数	取扱者印

備考

- 1 交付 (検印) した枚数が法定枚数に達しないときは、県委員会は、取扱者印を押して提出者に返すこと。
- 2 交付 (検印) を受けた枚数が法定数に達したときは、県委員会に返すこと。

(新)

第七十四号様式之二 (第百十七条之二)

政治活動用ビラ届出書			
年	月	日	執行の選挙において、別添の政治活動用ビラを頒布 したいので、公職選挙法第201条の7 (第201条の8 第1項第6号、第201条の9 第 1項第6号) の規定により届け出ます。
年	月	日	
			政治団体名
			事務所
			代表者氏
			名
千葉県選挙管理委員会委員長	氏		名様
<p><u>備考</u> 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は 提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当 該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代 表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。</p>			

(旧)

第七十四号様式之二 (第百十七条之二)

政治活動用ビラ届出書			
年	月	日	執行の選挙において、別添の政治活動用ビラを頒布 したいので、公職選挙法第201条の7 (第201条の8 第1項第6号、第201条の9 第 1項第6号) の規定により届け出ます。
年	月	日	
			政治団体名
			事務所
			代表者氏
			名 [㊟]
千葉県選挙管理委員会委員長	氏		名様

(新)

第七十四号様式の三 (第百十七条の三)

政党その他の政治団体の機関紙(誌)届			
区 分	機関新聞紙	機関雑誌	備 考
機 関 紙 (誌) の 名 称			
編 集 人 氏 名			
発 行 人 氏 名			
創 刊 年 月 日			
発 行 方 法			
引き続いて発行されている期間			
選挙の種類	年 月 日執行		選挙
公職選挙法第201条の15の規定により届け出ます。 年 月 日 政治団体名 事 務 所 代 表 者 氏 名 千葉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様			

備考

- 1 最近の機関新聞紙、機関雑誌1部を添付すること。
- 2 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

(旧)

第七十四号様式の三 (第百十七条の三)

政党その他の政治団体の機関紙(誌)届			
区 分	機関新聞紙	機関雑誌	備 考
機 関 紙 (誌) の 名 称			
編 集 人 氏 名			
発 行 人 氏 名			
創 刊 年 月 日			
発 行 方 法			
引き続いて発行されている期間			
選挙の種類	年 月 日執行		選挙
公職選挙法第201条の15の規定により届け出ます。 年 月 日 政治団体名 事 務 所 代 表 者 氏 名 ^印 千葉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様			

備考

最近の機関新聞紙、機関雑誌1部を添付すること。

第七十七号様式（第百十九条第二項）
（表）

（新）

ポスター証紙交付（検印）票

推薦団体名
責任者 氏 名

年 月 日

一 使用する施設の名称
二 施設の所在地 何郡（市）何町（村）字何（町）何番地
三 演説会開催年月日 年 月 日

千葉県選挙管理委員会 印

（裏）

交付 （検印） 枚数	千葉県選挙管理委員会 取扱者印
枚	
枚	
枚	
枚	
枚	
計	枚

第七十七号様式（第百十九条第二項）
（表）

（旧）

ポスター証紙交付（検印）票

推薦団体名
責任者 氏 名 印

年 月 日

一 使用する施設の名称
二 施設の所在地 何郡（市）何町（村）字何（町）何番地
三 演説会開催年月日 年 月 日

千葉県選挙管理委員会 印

（裏）

交付 （検印） 枚数	千葉県選挙管理委員会 取扱者印
枚	
枚	
枚	
枚	
枚	
計	枚

備考 推薦団体の責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦団体の責任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。